二　法人税法の一部改正関係

1　適格現物出資の対象となる現物出資について、次の見直しを行うこととした。（法人税法第二条関係）

㈠　対象となる現物出資から、外国法人に内国法人の無形資産等の移転を行うもの（その無形資産等の全部がその外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産となる一定のものを除く。）を除外する。

㈡　対象となる現物出資に該当するかどうかを判定する際の現物出資により移転する資産又は負債の内外判定は、内国法人の本店等若しくは外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産若しくは負債又は内国法人の国外事業所等若しくは外国法人の本店等を通じて行う事業に係る資産若しくは負債のいずれに該当するかによることとする。

2　公益信託について、次の整備を行うこととした。

㈠　公益信託に関する法律に規定する公益信託（以下「新公益信託」という。）に対する取扱いを次のとおりとするほか、所要の措置を講ずる。（法人税法第二条、第一二条及び旧法人税法附則第一九条の三関係）

(1)　受益者がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされ、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用が受益者の収益及び費用とみなされる信託に該当しないこととする。

(2)　その信託財産に属する資産及び負債並びにその信託財産に帰せられる収益及び費用は受託者である法人の各事業年度の所得の金額の計算上その法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなすこととする。

㈡　新公益信託の信託財産とするために支出したその新公益信託に係る信託事務に関連する寄附金について、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、一定の損金算入限度額に相当する金額の範囲内で損金算入ができることとする。（法人税法第三七条関係）

3　第二次納税義務に係る納付税額の損金不算入制度における国税徴収法等の第二次納税義務の規定により納付し、又は納入すべき国税等の範囲に、株式会社等が偽りその他不正の行為により国税等を免れ、又は国税等の還付を受けた場合におけるその役員等である法人が国税徴収法等の第二次納税義務の規定により納付し、又は納入すべき国税等を加えることとした。（法人税法第三九条関係）

4　暗号資産の譲渡損益及び時価評価損益について、法人が事業年度終了の時において有する市場暗号資産に該当する暗号資産のうち譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産であってその条件が付されていることにつき適切に公表されるための手続が行われている一定のもの（以下「特定譲渡制限付暗号資産」という。）のその時における評価額は、時価法又は原価法のうちその法人が選定した方法（その法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する特定譲渡制限付暗号資産にあっては、原価法）により評価した金額とすることとした。（法人税法第六一条関係）

5　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、次の見直しを行うこととした。（法人税法第八二条及び第八二条の二関係）

㈠　最終親会社の範囲から政府関係会社等のうち国等の資産を運用することを主たる目的とする一定のものを除外した上、会社等が最終親会社に該当するかどうかの判定については、その一定の政府関係会社等が直接又は間接に有する支配持分はないものとみなす。

㈡　無国籍構成会社等が自国内最低課税額に係る税を課されている場合には、無国籍構成会社等に係るグループ国際最低課税額の計算においてその自国内最低課税額に係る税の額を控除する。

㈢　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が我が国以外の国又は地域の租税に関する法令において自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合において、各対象会計年度のその自国内最低課税額に係る税が一定の要件を満たすときは、その対象会計年度のその構成会社等の所在地国に係るグループ国際最低課税額（その構成会社等が無国籍構成会社等である場合にあっては、その構成会社等に係るグループ国際最低課税額）は、零とすることができる。

㈣　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その構成会社等の所在地国を所在地国とする構成会社等のうちに連結除外構成会社等（企業集団の計算書類において連結の範囲から除かれる一定の構成会社等をいう。）が含まれるものに限る。）が各対象会計年度において一定の要件を満たす場合には、その対象会計年度のその所在地国に係る当期国別国際最低課税額は、零とすることができる。

6　特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度について、特定多国籍企業グループ等報告事項等を、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項等とするほか、所要の措置を講ずることとした。（法人税法第一五〇条の三関係）

㈠　㈡に掲げる場合以外の場合　特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の名称、その特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国ごとの国別実効税率の水準その他の一定の事項

㈡　特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供する内国法人が最終親会社等その他の一定の構成会社等に該当する場合　㈠に定める事項及びその特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額に関する事項

7　脱炭素成長型経済構造移行推進機構を公益法人等の範囲に加えることとした。（法人税法別表第二関係）

三　相続税法の一部改正関係

1　公益信託について、次の整備を行うこととした。

㈠　公益信託に関する法律に規定する公益信託（以下「新公益信託」という。）の受託者が遺贈により取得した財産（その信託財産として取得したものに限る。）の価額は、相続税の課税価格に算入しない。（相続税法第一二条関係）

㈡　新公益信託から給付を受けた財産及び新公益信託の受託者が贈与により取得した財産（その信託財産として取得したものに限る。）の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。（相続税法第二一条の三関係）

2　調書の電子情報処理組織を使用する方法等による提出義務制度について、当該制度の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった調書の枚数を三〇以上（改正前一〇〇以上）に引き下げることとした。（相続税法第五九条関係）

四　登録免許税法の一部改正関係

脱炭素成長型経済構造移行推進機構が自己のために受ける事務所用建物の所有権の取得登記及び当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記については、登録免許税を課さないこととした。（登録免許税法別表第三関係）

五　消費税法の一部改正関係

1　特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、給与等の一定の金額の合計額をもって課税売上高とすることができる措置の対象から国外事業者を除外することとした。（消費税法第九条の二関係）

2　新設法人の納税義務の免除の特例及び特定新規設立法人の納税義務の免除の特例について、その事業年度の基準期間がある外国法人が、当該基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、当該事業年度については、基準期間がないものとみなして、これらの特例を適用することとした。（消費税法第一二条の二及び第一二条の三関係）